

消防かわら版

令和6年4月号

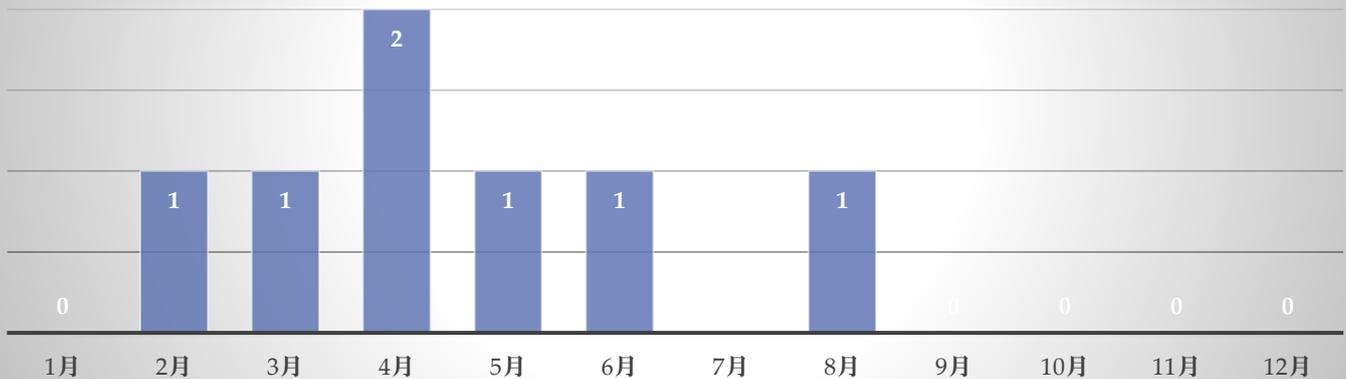
春の全道火災予防運動を実施します

消防では令和6年4月20日～4月30日まで春の全道火災予防運動を実施します。春の全道火災予防運動は、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的に毎年実施しています。市民の皆様は今一度、火災予防に心掛けて「火災ゼロ」を目指しましょう。

暖かくなってくる3月～5月こそ火災に注意しましょう

火災件数は2月～6月が多くなっており、4月が2件と最も火災の多い月となっています。火災原因の一つとして雪が溶けるとゴミ焼き・野焼きが見受けられますが、それらは原則禁止されています。また本市でも過去の事例で庭先の下草をバーナーで焼いていたところ、枯草に燃え移った事例もあります。家庭内のゴミ焼きは少量でも違反となります。ゴミ焼きや野焼きは廃棄物の処理および清掃に関する法律により一部例外規定を除いて禁止、違反した場合は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が課せられます。

令和5年 登別市の月別火災件数



※令和5年登別市消防年報 火災概要 21.月別火災件数

溶接・溶断作業等による火災に注意しましょう

溶接・溶断作業で出火に至り、火災になるケースが多くみられます。

作業前確認

- ・周囲の整理整頓、可燃物の除去
- ・付近で危険物が使用されていないか確認
- ・不燃シートの使用徹底
- ・消火器、水バケツ等を用意

作業後確認

- ・作業後に現場を離れる際には、複数人で臭気を含め十分に防火点検を実施
- ・帰宅前に現場を離れる際の、最終防火点検の実施

★裏面もご確認下さい★

登別市の令和5年度住宅用火災警報器の設置率について

令和5年度 設置率（※1）84% 令和5年度 条例設置率（※2）73%

（※1）「設置率」とは、登別市火災予防条例で設置が義務付けられている住宅部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合です。

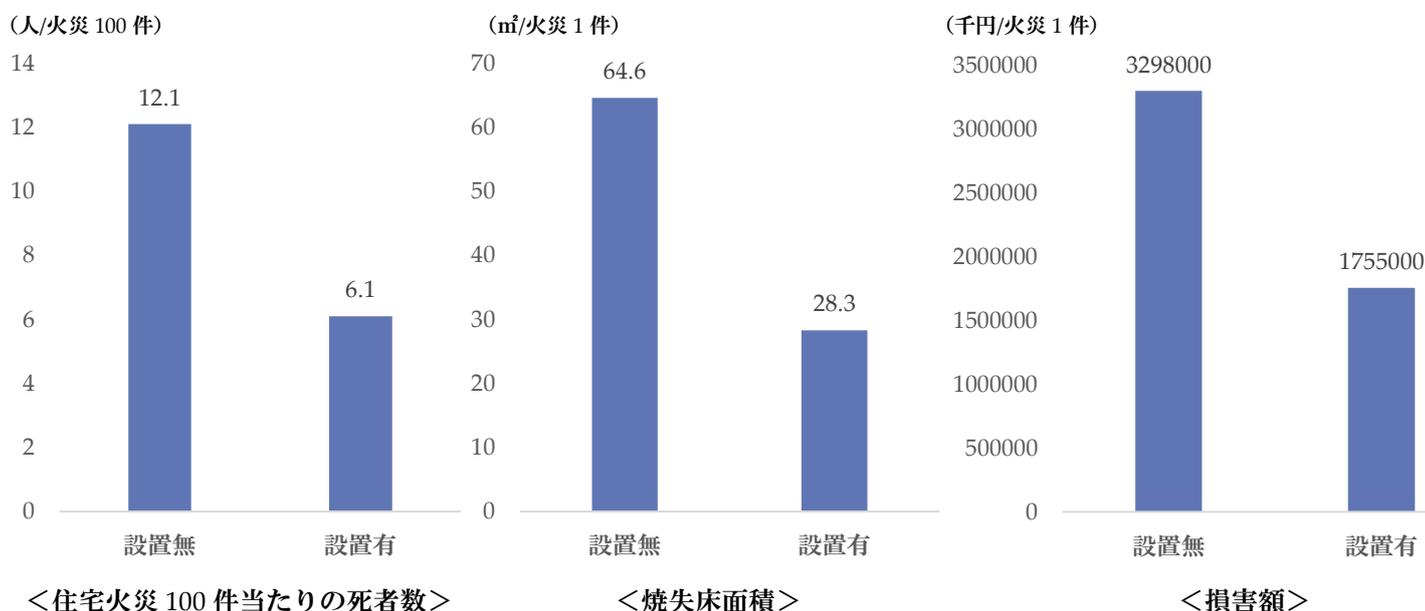
（※2）「条例設置率」とは、登別市火災予防条例で設置が義務付けられている住宅部分のうち、すべて設置されている世帯の全世帯に占める割合です。

住宅用火災警報器の設置効果は？

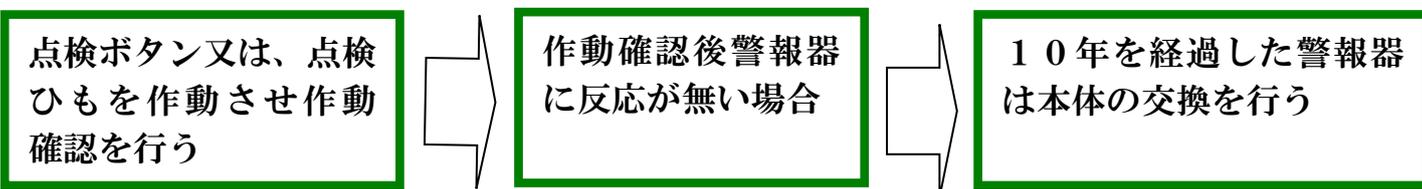
住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死傷者と損害額は半減、焼失面積は約6割減した結果となりました。

令和元年から令和3年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の設置効果を分析

※住宅火災のうち原因経過が「放火」または「放火疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。



住宅用火災警報器の点検について



住宅用火災警報器の設置にご協力をお願いします。

火事と救急は119番・火災等の情報案内は88-1515番
登別市消防本部 85-9611
登別市消防署 85-2551